

平岡小学校 いじめ防止基本方針

令和元年 5月16日改定

令和2年 4月 1日改定

令和3年 4月 1日改定

令和5年 4月 1日改定

令和5年11月22日改定

1 いじめの定義・基本理念といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（※1）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・（※1）インターネット等の情報通信機器を通じて行われるものを含む。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることからいじめを認知することになる。
- ・発生場所は学校の内外は問わない。
- ・個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。【いじめ防止対策推進法及び文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

(2) いじめの基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

（文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、
文部科学大臣決定「いじめ防止基本方針の策定」）

(3) いじめに対する基本認識

上記の考えのもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下のポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- ④いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期発見のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤保護者・地域、そして関係機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

2 いじめ防止等の対策のための校内組織

1 生徒指導対策委員会の設置

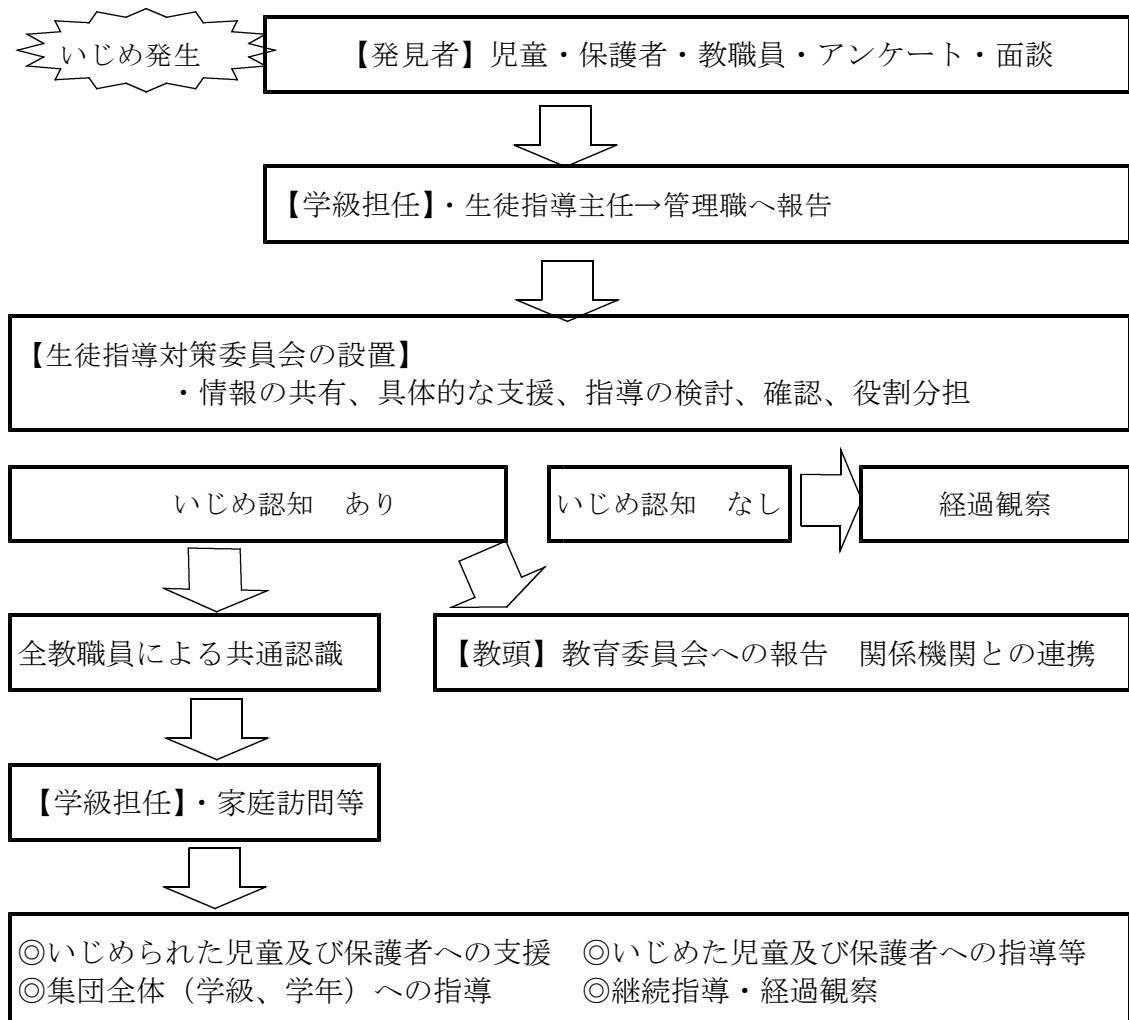
(1) 生徒指導対策委員会の構成員は原則として次の者にする。

- ・ 校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、生徒指導部会員
教育相談担当、スクールカウンセラー
- ・ 事案の状況により、関係する教職員等を加える。

(2) 役割

- ・ いじめの未然防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
 - ・ いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
 - ・ いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
 - ・ いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担を行う。
 - ・ 重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。
 - ・ いじめ基本方針の点検を行う。
- (年度ごとに防止、発見、解決、対応の検証の修正を行う。)

(3) 連携図



※1：ケースによっては上記経路は変わることがある。

※2：被害・加害児童の家庭訪問は担任が行うが、場合によっては教頭・生徒指導主任が同行する。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

【いじめを未然に防止するための取組】

学校は、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが大切である。

- (1) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
 - ・児童の自発的な活動を支える「児童活動」の充実
- (2) 児童相互の「共感的な人間関係づくり」の充実
 - ・児童会が主催する異学年交流活動を通して、助け合って取り組んだり、互いのよさを認め合ったりして人間関係を構築する。また、行事によっては過度の競争意識や勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発することがないよう十分に注意をして指導を行う。
 - ・道徳教育の充実を図る。
- (3) わかる授業作り・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・基礎的・基本的事項の徹底・習得
 - ・学習規律・生活習慣（平岡小スタンダード）の徹底
 - ・外部講師による研修
- (4) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作り
 - ・学校環境の点検、また暴力行為や暴言については、教職員が率先して適切な言葉を使い、暴力・暴言を適正な方法で学校から根絶していく。
 - ・学校評価等でいじめに関わる内容の集計から、教職員等で評価を行い、職員会議などで意見交換を行う。
- (5) 教師の姿勢
 - ・いじめを起こさない学級の風土づくりをめざす
 - ・学級の雰囲気が明るくなるような言動に努める
 - ・悪いこと、間違っていることには、毅然とした態度で指導する。
 - ・子どものよいところを見つけ、ほめて伸ばす。
 - ・子どもが安心して授業に集中できるよう、授業規律を徹底する。

【いじめ早期発見・早期解決に向けての取組】

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。また、いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知することが必要である。

- (1) アンケート・個別面談によるいじめの調査・分析を実施。
 - ・年5回、「いじめ調査・生活アンケート」を実施し、児童の実態把握に努める。（気になる児童がいた場合は、「終礼」「生徒指導会議」で報告をする。急を要する場合は、生徒指導主任に報告をする。）
 - ・必要に応じて学年集会等を開く
 - ・年5回、教育相談月間（担任と児童との個別面談）を行う。（児童が困ってい

ることや相談したいこと、いじめの相談等を受ける時間とする。いじめの相談においては、情報提供者の秘密を厳守することや通報は決してチクリという卑怯な行為ではないことを児童に発信していき、児童と教職員の人間関係を醸成していく。）

(2) 生徒指導情報交換会の実施

- ・毎週月曜日（もしくは火曜日）の放課後に、全職員で共有すべき生徒指導上の案件を担当等から報告する。深刻な事例については、生徒指導対策委員会を開いて対応を協議する。

(3) 生徒指導会議の設定

- ・全教職員が、過去から現在までの児童の傾向・様子を共通理解する。
- ・学校全体の、生徒指導方針を確認しあう。

(4) 保護者や地域との連携

- ・欠席時には、保護者と連絡長や電話連絡等で情報を共有する。
3日連続欠席＝家庭訪問 長期欠席＝対応を市教委と協議

(5) その他

- ・上記のほかに、昼休み等授業時間外にはなるべく児童と共に過ごし、児童の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に努める。

【いじめ認知時の早期対応に向けての具体策】

- ①教職員（担任）は、いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職・生徒指導主任に報告し、事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、ケース会議を開き、対応を協議する。
- ③生徒指導対策委員会でいじめを認知した場合には、管理職から市教育委員会に報告するとともに、学級担任からいじめの被害側と加害側の双方にいじめ認知について連絡する。
- ④教職員（担任）は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑤教職員（担任）は、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行う等の措置をとる。
- ⑥教職員（担任）は、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を取る。
- ⑦管理職は、犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

4 いじめに対する措置（いじめ対応マニュアルから抜粋）

(1) いじめの発見から指導、組織的対応の展開

①いじめ情報（気になる情報）の把握と事実確認

情報の把握

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・児童や保護者のアンケート回答

- ・他の教員からの情報提供
- ・授業ノートや授業プリントから気になる言葉を発見事実確認
- ・事実の有無や内容の真偽について当該児童、関係児童への確認

②生徒指導情報交換会で報告 ～ケース会議・生徒指導対策委員会～

- ・生徒指導対策委員会を設置し、該当児童の情報交換を行う
- ・いじめの認知について協議する。

③対応指針と役割分担の決定

◎情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童の様子

◎対応方針

- ・緊急度の確認 「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認

◎役割分担

- ・被害者の支援
- ・加害者の指導支援
- ・保護者への対応

④事実の把握と指導支援

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、「いじめを受けた者」「周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）」「いじめを行った者」の順に行う。また、支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。

⑤いじめ関係者への指導

○いじめを受けている児童への対応

基本姿勢

- ・いじめられた児童の味方となり、守り通すことを約束する。
- ・児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

○いじめを行った児童への対応

基本姿勢

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきであったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的・精神的）をかけることを防止するため、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導する。

○傍観したり周囲にいたりした児童への対応

基本姿勢

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

保護者への対応

○被害児童の保護者への対応

- ・発見したその日の内に家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

○加害児童の保護者への対応

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

いじめの解消

○いじめに係る行為が止んでいること

- ・心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。

○本人及び保護者へ面接で確認する

- ・被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
(欠席30日、状況によってはそれ以前)
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会と連携して適切な調査を実施する。また、調査をする前に、被害者、保護者に対して調査方針の説明を丁寧に行い、被害者等の意向を踏まえた調査を行う。
- (4) 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。